

# 社会福祉法人 長生園

## 認知症対応型共同生活介護事業 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人長生園（以下「本法人」という）の行なう指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）事業は、介護保険法の理念に基づき、要介護者（指定介護予防認知症対応型共同生活介護の場合は要支援者）であつて認知症状態にあるもの（当該認知症に伴つて著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴つて著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にあるものを除く。）について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、ご利用者様がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービス提供することを目的とする。

### (認知症対応型共同生活介護の運営の方針)

- 第2条 本事業所は、前条の目的達成のため、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、保健医療・福祉関係者や行政関係者等との密接な連携に努めるものとする。
- 2 ご利用者様の意思及び人格を尊重し、常にご利用者様の立場に立つてサービスを提供するように努める。
  - 3 ご利用者様の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、ご利用者様の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行なえるように努める。
  - 4 ご利用者様がそれぞれの役割を持って家庭的な環境のもとで日常生活を送ることができるよう配慮に努める。
  - 5 認知症対応共同生活介護計画に基づき漫然かつ画一的なものとならないよう配慮に努める。
  - 6 認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、ご利用者様又はそのご家族様に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明に努める。
  - 7 ご利用者様又はその他のご入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご入居者様の行動を制限する行為を行なってはならない。
  - 8 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

### (介護予防認知症対応型共同生活介護の運営の方針)

- 第3条 介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、第2条に加えて次の点に留意する。

- (1) 介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、ご利用者様の心身機能の改善、環境調整等を通じて、ご利用者様の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、ご利用者様の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、ご利用者様の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
- (2) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、ご利用者様の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、必要に応じて個別計画を見直すこととする。
- (3) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、ご利用者様の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、ご利用者様のできることはご利用者様が行うことを中心としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名称 グループホーム 幸せの里
- (2)所在地 京都府南丹市園部町上木崎町坪ノ内19番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1)管理者 2名  
共同生活住居の従業者の管理及びサービス利用申し込みに関する調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行なう。
- (2)計画作成担当者 2名（内介護支援専門員1名以上）  
ご利用者様の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて他の介護従業者と協議の上、援助者の目標、具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画（介護予防認知症対応型共同生活介護計画）の作成を行なう。
- (3)介護職員 6名以上（内兼務、非常勤含む）  
ご利用者様の心身の状況に応じ、ご利用者様の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行なう。食事及びその他の家事等は、原則としてご利用者様と介護職員が共同で行なうよう努める。

(認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の入居定員)

第6条 入居定員は、認知症対応型共同生活介護と介護予防認知症対応型共同生活介護を合算して9名、2ユニットの18名とする。

### (利用定員の遵守)

第7条 入居定員及び居室の定員を越えて入居させてはならない。但し、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

### (認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の内容)

第8条 一定の期間、住居及び食事の提供を行なう。

- 2 ご利用者様に対して、食事、入浴及び排せつ等の援助を行なう、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行なう。
- 3 ご利用者様に、金銭管理の指導、健康管理の助言等の生活指導を行なうとともに緊急時の対応を行なう。
- 4 共同生活住居の特性を活かした個別援助計画を作成してご利用者様が安心した生活を送れるよう援助を行なう。

### (認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第9条 管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画（介護予防認知症対応型共同生活介護）に関する業務を担当させる。

- 2 計画作成担当者は、ご利用者様の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービスの提供に当たる他の従事者と協議の上、援助の目標、達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画（介護予防認知症対応型共同生活介護計画）を作成する。
- 3 計画作成担当者は、それぞれのご利用者様に応じた認知症対応型共同生活介護計画（介護予防認知症対応型共同生活介護計画）を作成し、ご利用者様又はそのご家族様に対し、その内容等について説明しなければならない。

### (利用料等)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に応じた額とする。

- 2 事業所は、前項の費用の支払いを受ける額のほか、次の号による費用の額を徴収する。

(1) 食材料費	1,445円（日額）
(2) 家賃	55,000円（月額）
(3) 光熱水費	20,000円（月額）
(4) 生活支援費	4,000円（月額）

内訳：預金通帳の保管・管理、小遣いの入出金管理、各種必要な手続き代行。

(5) イベント行事賛助費（水無月祭・創立記念祭）	1,000円（1回）
(6) 理美容代・おむつ代	実費
(7) レクリエーションや行事の材料代等	実費
(8) その他認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供に当たって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、そのご利用者様に負担させることが適當と認められる費用（実費）	

3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめご利用者様又はそのご家族様に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、ご利用者様の同意を得るものとする。

(緊急時における対応方法)

第11条 サービスの提供を行なっている時、ご利用者様に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、主治医又は予め当該事業者が定めた協力医療機関へ連絡を行なう等の必要な措置を講じなければならない。

2 管理者は、緊急時に迅速かつ適切に対応するため、総合的な訓練を実施するとともに、事業所職員の資質向上に努めなければならない。

(身体の拘束・行動の制限等)

第12条 サービスの提供に当たっては、ご利用者様に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、ご利用者様又は他の利用者等の生命、身体を保護するためにやむを得ない場合には利用者に対する身体的拘束その他の行動を制限する場合がある。この場合においては、ご利用者様の自由・人格権を不当に制約することのないように配慮するとともに、ご利用者様のご家族様等に事前の同意を求めることとし、事前の同意を求めることができない緊急の場合には、すみやかにご利用者様のご家族様等に報告するものとする。

身体的拘束その他行動の制限を行った場合には、その拘束の必要性・方法等について、文書又はそれに準じる記録媒体に記録を残すこととし、必要に応じてご利用者様およびそのご家族様等に対して情報の開示に努めるものとする。

(人権の擁護)

第13条 ご利用者様の人権の擁護のため、責任者を設置すること等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施すること等の必要な措置を講じることとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 サービス提供中に、職員又は養護者（ご利用者様のご家族様等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (勤務体制の確保等)

第15条 ご利用者様に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。

- 2 介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、ご利用者様が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。
- 3 介護従事者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

#### (協力医療機関等)

第16条 ご利用者様の病状の急変等に備えるため、予め協力医療機関を定めておく。

- 2 予め協力歯科医療機関を定めておく。
- 3 サービス体制の確保、夜間における緊急時の対応のため、介護老人福祉施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整える。

#### (非常災害対策)

第17条 非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに非常災害に備えるため以下の避難・救出その他必要な訓練を行なう。

- 2 第1項に基づいて、年2回定期的に避難・救出その他必要な訓練を行なう。

#### (サービス利用にあたっての留意事項)

第18条 サービス利用に当たっては、あらかじめ利用申込者またはそのご家族様は、この運営規程の概要、職員の勤務体制その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書の交付及び説明を受け、サービスの内容及び利用期間等について合意の上でサービスの提供を受けること。

- 2 実際にサービスの提供を受ける際にご利用者様またはそのご家族様が留意すべき事項としては、次のとおりとする。
  - (1) 外泊や外出の際には、必ず行き先と帰着予定時間を届け出ること。
  - (2) 部屋や設備、器具は本来の用法にしたがって利用すること。
  - (3) 喫煙は決められた場所以外では行なわない。
  - (4) 騒音等他のご利用者様に迷惑になる行為は行わない。
  - (5) 施設内で他のご利用者様に対して、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動は行なわないこと。

#### (衛生管理等)

第19条 ご利用者様の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるよう努める。

- 2 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努める。

(地域等との連携)

第20条 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）事業の運営に当たっては、地域住民やその自発的な活動等との連携及び協力を行なう等の地域との交流に努める。

(秘密保持)

第21条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得たご利用者様又はそのご家族様の秘密を漏らしてはならない。

- 2 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得たご利用者又はそのご家族様の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 サービス担当者会議等において、ご利用者様又はそのご家族様の個人情報を用いる場合には、あらかじめ文章による同意を得ておかなければならぬ。

(苦情処理)

第22条 管理者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）に関するご入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を2名置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、ご利用者様及びそのご家族様に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第23条 ご利用者様に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者のご家族様に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(損害賠償)

第24条 事業所は、ご利用者様に対する認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(記録の整備)

第25条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

- 2 事業所は、ご利用者様に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならぬ。

(職員等の資質向上)

第26条 事業者は、認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）従事者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- ア. 採用時研修 採用後3ヶ月以内  
イ. 繙続研修 年1回

(その他運営に関する重要事項)

第27条 この規程に当てはまらない事項については、ご利用者様又はご家族様に説明し文書により承諾を得るものとする。

2 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人長生園と認知症対応型共同生活介護事業（介護予防認知症対応型共同生活介護事業）の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

改定

平成13年6月1日  
平成14年4月1日  
平成15年4月1日  
平成17年4月1日  
平成18年1月1日  
平成18年4月1日  
平成19年4月1日  
平成19年5月1日  
平成20年4月1日  
平成21年4月1日  
平成21年12月5日  
平成23年4月1日  
平成24年4月1日  
平成25年4月1日  
平成26年4月1日  
平成27年4月1日  
平成27年8月1日  
平成30年4月1日  
令和2年4月1日  
令和3年4月1日  
令和3年8月1日  
令和4年4月1日